米国政府による国際刑事裁判所（ICC）への制裁措置に強く抗議し、国際的な法の支配の貫徹を求める会長声明

1　ICC をめぐる近時の経緯

2024 年 11 月 21 日、国際刑事裁判所（International Criminal Court。以下「ICC」という。）はイスラエルのベンヤミン・ネタニヤフ首相らに対し、人道に対する罪と戦争犯罪の容疑で逮捕状を発付した。これに対し米国政府は、2025 年 2 月 6 日付けの大統領令に基づき、ICC の関係者に対する制裁措置を相次いで発動し、2026 年 8 月 18 日には赤根智子 ICC 所長ら幹部を制裁対象とし、同年 10 月 9 日には ICC 本体をも制裁対象とすることを発表した。報道によるとルビオ国務長官は、ICC を「あらゆる手段を駆使して解体する」旨発言しており、その言葉通り ICC への攻撃を続けている。

国際司法機関の裁判官らを、その職務を理由として制裁することはもとより、今回の ICC 自体を制裁対象とする措置を含む、米国による一連の制裁は、ICC の司法活動を威嚇し、国際司法の独立を損なうものである。

2　ICC の意義

ICC は、1998 年 7 月 17 日にローマで開かれた全権大使会議で採択され、2002 年 7 月 1 日に発効した、国際刑事裁判所ローマ規程（以下「ローマ規程」という。）によって設立された。

ICC は、国際社会全体の関心事である最も重大な犯罪、すなわち、ジェノサイド犯罪、人道に対する犯罪、戦争犯罪及び侵略犯罪について（ローマ規程第 5 条第 1 項）、個人の刑事責任を追及し、「法の支配」を国際社会において実現するための重要な国際刑事司法機関である。内戦や、戦争の惨禍にある国において、これらの犯罪を国内裁判所で処罰することは困難である。まして、侵略された小国が、侵略した大国の指導者の責任追及をすることは不可能である。ICC はこれらの犯罪について、当該国家が裁くことができない場合に訴追する（補完性、ローマ規程前文、第１条、第１７条）という運用の下、法と証拠に基づき責任追及するという使命を負っており、これらの国や国民にとって自身の生存や尊厳を守る頼みの綱であり、国際社会にとっては失われた国際秩序の回復の契機となる。

2026 年 10 月 9 日には、ICC 元判事のナバネセム・ピレイ氏にノーベル平和賞の授与が発表され、ICC の活動は平和と国際法の促進に向けた取り組みとして国際的に評価されている。

このような ICC の責務を果たすためには、国家や政治権力からの圧力によって、その捜査・訴追・裁判が左右されることがあってはならない。司法の独立こそ、ICC の存在意義を支える基本原則である。

3　米国政府による制裁措置は司法の独立や法の支配に対する重大な侵害である

イスラエルや米国は、イスラエルがローマ規程の締約国でないことから、ICC がネタニヤフ首相らに逮捕状を発付したことについて管轄権がないとして反発した。しかし ICC は、イスラエルは同規程の締約国でないが、これらに対する罪が締約国であるパレスチナの領域で起きていることから、ローマ規程第 12 条 2 (a)に基づき管轄権を行使している。それにもかかわらず、米国は、赤根所長らに対する制裁措置を発動して威嚇し、更に ICC の解体まで目論んでいるのである。

国際連合憲章第 1 条第 1 項は、国際紛争を「正義及び国際法の原則に従って」平和的に調整又は解決することを国際連合の目的とし、第 2 条第 3 項は加盟国に国際紛争の平和的解決を求めており、国際法に基づく秩序を国際平和の基礎に据えている。

国際犯罪を法と証拠に基づく司法手続によって解決する ICC の活動は、力による報復ではなく法的手続による責任追及を実現するものであり、この憲章上の理念と軌を一にする。

しかし、米国という世界最大級の政治的・経済的・軍事的影響力を有する国家が、国際司法機関に対してこのような圧力を加えることは、米国が国際法や国際秩序を蹂躙し、第二次世界大戦後、国際社会が築いてきた国際法に基づく秩序、すなわち法の支配を根底から揺るがすものである。

4　日本政府が果たすべき責任

日本国憲法の前文には、次のとおり謳われている。「日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」。

地上から戦争をなくし、国際社会と協力しながら平和を求めることは、憲法に明記されている。これを踏まえ、日本政府は国際社会における法の支配を重要な外交政策とし、国際司法機関の機能強化として人材面や財政面で積極的に協力をしてきた。ICC についても、日本は 2007 年にローマ規程に加入し、その活動を積極的に支えてきた。そして、現在の ICC の所長の赤根智子氏は、日本人として初めて所長に就任した。このように、日本政府や日本人は、国際社会における「法の支配」の実現のために努力し、責任を果たしてきた。そうであれば、日本政府には、国際社会における「法の支配」と司法の独立を守り抜くため、明確な態度を示す責任がある。

日本政府は、2026 年 10 月 9 日、米国による ICC 自体への制裁措置について、深く懸念し、引き続き ICC を支援する旨の外務大臣メッセージを発表、10 日、当該制裁に強く反対

し、ICC の活動を支援する旨の外相共同声明を発出した。また、同日、日本を含む ICC 締約国会議議長団は、当該制裁の即時撤回を求める声明を発出した。

国際法上も、日本の責任は明確である。ローマ規程第 86 条は「締約国は、この規程に従い、裁判所の管轄権の範囲内にある犯罪について裁判所が行う捜査及び訴追において、裁判所に対し十分に協力する」と定める。また、条約法に関するウィーン条約第 26 条は、効力を有するすべての条約は、当事国を拘束し、当事国は、これらの条約を誠実に履行しなければならないと定める。日本はローマ規程の締約国として、ICC への具体的な協力義務を履行するとともに、その任務遂行を阻害する措置に反対し、規程の目的及び実効性を擁護すべき立場にある。

以上を踏まえ、当会は、日本政府に対し、次の事項を求める。

1. 引き続き米国政府による ICC 関係者に対する制裁措置に対し、明確に抗議し、その撤回を求める外交努力をすること。
2. 赤根所長をはじめ制裁対象となった ICC 関係者が、政治的圧力によって職務遂行を妨げられることのないよう、必要な外交的・実務的支援を行うこと。
3. ICC の独立性と国際的な法の支配を守るため、日本が主要な ICC 締約国として、財政面・人的側面を含め、今後も ICC への積極的な支援を継続すること。

5　結び

赤根所長は、本年 8 月 26 日に会見を開き、「制裁を受けるような理由は全くない」「ICC は決して負けない」と述べ、米国の制裁に対し、組織としても、個人としても一歩も譲らないことを表明した。更に、本年 10 月 9 日の米国による上記制裁が決まったことに対し、「ICC の理念に賛同し、これを支えてきた日本を含む締約国は、ICC を守るために今こそ連帯を確認し、ともに立ち上がらなければならない」と連帯を呼び掛け、「私はそのために最善を尽くします。」と改めて決意を表明した。

法の支配を貫徹しようとする法律家としての矜持や決意に心打たれる思いであり、同じ法律家として、深い賛同と連帯の意を表する。

２０２６年（令和８年）１０月３０日

千葉県弁護士会

会長　牧田　謙太郎